

医療法人福慈会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2027年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 2025年3月31日までに、非役職者の所定外労働時間を1人当たり平均年間200時間未満とする。

【対 策】

管理職に対して労働基準法を中心とした研修を実施し、意識改革を行う

目標2 2025年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

【対 策】

有給休暇取得を前提とした人員配置を行い取得し易い環境を作る

以上